

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 太秦学区

(要望番号1) 太秦天神川駅西部地域まちづくり事業（御池通）の推進について

市財政は健全と言いつつ、今なお逼迫の現況は十分承知しておりますが、標記の事業実施に向けて再考いただき、推進事業のテーブルに置き御検討いただきますよう引き続き要望いたします。

(回答部署) 建設局 道路建設部 道路建設課

本市の財政状況は着実に改善しているものの、引き続き緊張感を持った財政運営に取り組んでいく必要があり、御要望の御池通について、早期の事業着手は困難な状況にあります。

今後も、地域を取り巻く交通の状況や地域の皆様の御要望等を踏まえ、中長期的なスパンになりますが、事業化に向けて検討を行ってまいります。何卒、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 太秦学区

(要望番号2) 府道梅津太秦線（京都市立太秦小学校東側）歩道の整備について

府道梅津太秦線、京都市立太秦小学校東側（通称：梅津街道）歩道整備が完成し、地域住民、通学生徒の安心歩行、車両の安全走行に喜んでいるところですが、ご承知の通り歩道整備の時点において、同小学校北側の通路に至る部分に、現に使用されている建物があり、歩道が途切れています。

さらに、市営バスの便数増加や中型車両導入など車道の輻輳は激化の一途です。

つきましては、度重なるお願いで恐縮ですが、現在の歩道を延長していただきたく要望いたします。

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

御要望箇所については、歩道整備に向けて、令和7年度は測量設計を実施しているところであり、今後は、用地取得に必要となる調査費や工事費の予算確保に努めてまいります。

つきましては、完成までの間、歩道がなく通行される方に御不便をお掛けすることになりますが、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 南太秦学区

(要望番号3) 南太秦小学校プール横の野外トイレの洋式化のお願い

このトイレは昭和54年4月にプール完成と同時に出来たもので既に45年が経過し、かなり老朽化しトイレのつまりも頻繁に起こる様になり困っています。児童のプール授業時や地域のグランド使用時のトイレ使用に困惑致しております。校長とも相談の上で要望です。どうか早期の洋式化に改良して頂きますようお願いいたします。

(回答部署) 教育委員会事務局 教育環境整備室(建設整備担当)

学校トイレの改修につきましては、児童生徒の使用頻度が高いトイレから順次改修を進めているところです。

学校とも連携を取り今後も必要な修繕を実施して参りますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 南太秦学区

(要望番号4) 学校空き地利用による災害時のための野外連結かまどの新設

近年の頻繁に発生している自然災害時にライフラインが止まった時に、小学校で避難所として利用している学区民のための日常生活に必要不可欠である野外炊事場のかまどを10個連結で新設して頂けると非常に心強い思いになります。学校長にも空き地の選定をして頂き了承して頂いております。我々南太秦学区として自主防災会を中心に防災面の充実した対応等オール南太秦で力を注いでいく所存です。どうか現状をご理解頂き早期の着工をお願い致すものであります。

(回答部署) 行財政局 防災危機管理室

本市では、災害対策として教育施設等の設備を活用する場合、利用可能な既存設備の活用を基本とし、取組を進めています。

自然災害時にライフラインが止まった際に備え、本市では食料・飲料水のほか、毛布等の生活必需品等について備蓄するとともに、災害発生時においては、より迅速に備蓄物資が活用できるよう、各避難所等で分散備蓄を進めています。また、市民備蓄、公的備蓄に加え、民間事業者等との協定に基づく流通在庫備蓄、関西広域連合や他都市による広域応援、国のプッシュ型支援といった体制を構築し、災害に備えています。さらに、民間事業者・企業等と、LPGガスやコンロ、ガストーブ等供給の協定を結ぶなど、避難生活が長期に及ぶ場合に備えています。

(回答部署) 教育委員会事務局 教育環境整備室（建設整備担当）

学校施設を「学校教育」という目的以外に使用される場合は、教育委員会に学校施設の目的外使用許可申請書をご提出いただくことが必要となります。所管局あるいは地域住民の皆様が、学校施設に避難所機能強化を目的に、かまど等を設置される際ににおいても、必要な手続きを経たうえで、教育委員会に学校施設の目的外使用許可申請書を提出いただき、教育委員会では提出された申請書等をもとに、学校教育活動及び学校の管理運営上支障がないと判断した場合に、期限を定めて目的外使用の許可を行うこととなります。

(回答部署) 右京区役所 地域力推進室

大災害に対応するためには、自ら災害に対応する「自助」、隣近所や地域が助け合う「共助」、そして京都市や京都府、国や防災関係機関が行う「公助」がそれぞれの特性に応じた力を発揮することが必要です。「共助」である地域における防災機能の強化

は、地域コミュニティの観点からも重要であると考えております。地域の防災機能の充実について、他の事例も参考にしながらよりよい方法を一緒に検討させていただきますので、今後とも、よろしくお願いします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 常磐野学区

(要望番号5) 子どものボール遊びの場の確保及び太秦乾公園の柵の設置

太秦乾公園のボール遊びに関して、以前より近隣住民宅に飛んで行ったボールが当たったり、自宅のベランダに入ったりした際に子どもが不法侵入しボールを取る等の迷惑行為がみられていました。今まででは近隣住民の方の温情で警察に通報されることはありませんでしたが、今後もこのような状態が続くことによって、近隣住民と子どもたちの間でトラブルが発生しかねません。

以上のことから子どもたちのボール遊びの場の確保及び、近隣住民の方への配慮として、太秦乾公園に柵の設置を要望いたします。

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

本市では、公園利用者や近隣住民の皆さまが安心して過ごせるよう「京都市建設局所管の都市公園における球技に係る取扱基準」を定めております。この基準においては、幼児や小学生が少人数でボール遊びを行う場合等、一定の要件を満たす場合に限り公園内で球技を行うことができることとしておりますが、ボールによる迷惑行為が生じている等の御連絡をいただいた場合には、現地を確認し、看板を設置する等の対応を行うよう努めております。

太秦乾公園につきましても、御要望を受け現地を確認しましたところ、当該公園と住宅との境界には、立入防止用のフェンスが設置されているほか、球技の取扱いに係る注意看板や横断幕を設置しています。

つきましては、今後、同様の迷惑行為について通報をいただいた場合には、警察とも連携を図るとともに、更なる注意喚起を行うよう努めてまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 嵐峨野学区

(要望番号6) 西高瀬川沿い河川沿いの修復

嵐峨野こども園の北を流れる西高瀬川沿いの河川沿いの修復をお願いします。

(地図に赤線で表示した箇所)

別に添付する写真で示したように、西高瀬川のり面の地面が陥落し通行時に危険が伴います。

特にこの道路は、園児や高齢者の散歩に使われており、道の端に寄ると足を滑らせて川に落下しそうになるとの意見を寄せられています。

地図



(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

御要望の箇所では、西高瀬川沿いの道路舗装の端部が土砂で処理されているため、端部の土砂が浸食され舗装に影響が生じています。

そのため、道路舗装への影響を防ぐため、道路舗装の端部に構造物の設置が必要であると判断しています。

今後は、西高瀬川の管理者並びに当該道路敷地の所有者である、京都府京都土木事務所と構造物の設置に向けて、協議を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 嵐山学区

(要望番号7) 体育館及び防災倉庫の整備、自治会館の設置

本学区では、地域防災力の強化と持続可能な自治活動の拠点確保を目的として、避難所機能の充実、防災備蓄倉庫の設置、自治会館の整備が急務となっております。災害発生時に地域住民の生命と生活を守り、平時の自治活動を円滑に行うためにも、以下の整備を早急に進めていただきますよう、要望いたします。

1. 嵐山小学校体育館及び防災倉庫の整備

現在、防災備蓄の保管場所は小学校2階の狭小な一室と、プール下の劣悪な環境に限られています。保管できる量も少なく、立地の面からも物資の運搬が困難であり、災害時には混乱を招き、地域を守る体制として大きな不安を抱えています、また、第一避難所として指定されている嵐山小学校体育館は老朽化が著しく、雨漏りや扉の閉まり不良、冷暖房設備の未設置といった問題が多数見られます。京都市においては小中学校体育館への冷暖房導入が進められていると伺っておりますが、本校体育館については建物自体の修繕・更新が必要不可欠です。避難所としての基本機能が果たせない状態では、災害時に二次被害のリスクも高まります。まずは避難所及び防災倉庫の整備を最優先にご対応いただきたく、強く要望いたします。

2. 自治会館の設置:

災害時における地域の初動対応の拠点として、自治会館は極めて重要な役割を担います。現在、備品や資料を保管する専用の場所がないため、役員個人の自宅が代替保管場所となっており、私的な負担やセキュリティ面の懸念がある状況です。自治会館が併設されれば、災害時の避難所運営支援や情報共有の場としても機能します。

また、平時においても、現在、会議・打合せ・研修などを行うためには、学校施設や民間スペースを借用する必要がありますが、利用時間・用途・費用の面で柔軟性が乏しく、地域活動の継続性に支障を来しています。本学区の持続的な地域づくりと、災害に強いまちづくりのために、自治会館の設置は喫緊の課題です。防災・福祉・教育・安全のすべての基盤となる施設として、行政の積極的なご支援とご検討を強く要望いたします。このため、「1階に防災倉庫、2階に自治会館」を備えた一体型施設、あるいは隣接地への併設型施設といった柔軟な形での整備を、行政と連携しながら進めていきたいと考えております。

【一体型・併設施設のメリット】

- ・防災備品の一元管理と、迅速な対応体制の構築
- ・会議・訓練・情報共有など、防災活動の中核拠点としての活用

- ・地域コミュニティ活動の場の確保
- ・維持管理の効率化と行政支援との連携強化

なお、建物の構成や配置（2階建てか併設型か）については、今後地域内での協議を進めながら柔軟に対応してまいります。

本学区においては、設備の整った避難所・防災倉庫・自治会館のいずれもが必要不可欠ですが、特に現段階での喫緊の課題は嵯峨小学校体育館と防災倉庫の整備です。万が一の災害時に、地域住民の命と生活を守るためにも、まずはこれらの設備を最優先事項としてご対応いただけますよう強くお願ひ申し上げます。自治会館についても、将来的な地域防災力の強化及び共助体制の充実に向けて、できる限り早期の整備をご検討賜りますよう、併せてお願ひ申し上げます。

<体育館及び防災倉庫の整備>

(回答部署) 行財政局 防災危機管理室、教育委員会事務局 教育環境整備室（建設整備担当）

備蓄物資については、各小中学校の空き教室等を活用した分散備蓄も進めておりますが、各家庭での3日間できれば1週間の備蓄を促す市民備蓄の啓発、民間事業者等との協定に基づく流通在庫備蓄、他都市による応援、国のプッシュ型支援といった重層的な体制を構築して対応しております。

学校の体育館は、教育活動の場であるとともに、地域スポーツ振興の拠点、また、大規模災害時の避難施設として重要な役割を担うことから、教育委員会において、昭和年代に建築された学校体育館を対象に防災機能強化型体育館への改修を順次進めています。現在、昭和50年前後に建築した学校体育館の改修に着手しているところであります。昭和59年築の嵯峨小学校の体育館については、現時点で改修の予定はありません。雨漏り等については、適宜、学校と連携しながら必要な修繕を行ってまいります。

<自治会館の設置>

(回答部署) 右京区役所 地域力推進室

昨年度と重ねてのご案内となりますが、地域の皆様が自治会館の建設等を行われる際には、「集会所新築等補助金制度」を御活用いただくことにより、費用の一部を補助することが可能です。

補助メニューは、①市の予算を財源とし、補助率1/2、補助額上限は新築の場合800万円、増改築・修繕の場合は400万円とするタイプと、②支援者（寄付主）からの寄付金を財源とし、補助額上限は寄付額の9割とするタイプの2つがございます。

②の場合、寄付者には寄付控除が適用されるメリットもございます。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 水尾学区

(要望番号8) 光ファイバーによる通信整備の本年度中の実現

長年に渡り要望しております、水尾地域への光ファイバーによるブロードバンド整備の実現について、京都市においてもプローバンド業者へ積極的に整備要望を働きかけていただいている事は地元として認識しておりますが、何の進展もなく1年間過ぎました。国に対しても実現を働きかけているように伺っておりますが地域においては進展の兆しも認められません。

是非、本市において実現に向けて予算化していただく事を強く要望します。国のデジタル化に伴い、水尾地域全世帯が加盟しデジタルテレビ共聴施設を整備し現在に至るまで管理運営していますが、施設の点検・管理委託費用は、高額であり施設の修繕費用も貰いきれません。昨年から現在までこの委託管理費を保留している状況です。

「せめて、テレビくらいは普通に視聴したい。」住民による切実な願いです。

是非、国、京都市並びに京都府と協調していただき、本年度中に水尾地域に光ファイバーによるブロードバンド整備の実現をお願いします。切に要望します。

(回答部署) 総合企画局 デジタル化戦略推進室

これまで長年に渡り、水尾地域への光ファイバーによるブロードバンド整備の要望を頂いており、本市においても事業者等への要望等に努めてまいりました。地デジ視聴環境の維持にも課題があり、地域の皆様方の有線ブロードバンドへの御期待は非常に大きいものと認識しております。

光ファイバー網等の有線ブロードバンドサービスについては、令和5年6月に、国において改正電気通信事業法が施行され、固定電話等と同様に国民生活に不可欠な通信サービス（ユニバーサルサービス）に位置づけられました。

令和7年5月には、当該サービスの提供義務を負う最終保障電気通信事業者について規定する「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、現在も引き続き、最終保障電気通信事業者の具体的な範囲及び条件等の制度設計が進められているところです。

本市としても、国の動向等を注視し、関係部署や京都府及び電気通信事業者とも連携のうえ、有線ブロードバンドサービス提供の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 水尾学区

(要望番号9) 府道京都日吉美山線（水尾～保津峡駅）早期災害防除工事実施

毎年要望しております当間の道路は、近年の異常気象の影響により、ドカ雪や豪雨等により国道9号線並びに京都縦貫道が通行困難の時、本道を利用する車両が多くあります。地域住民がアクセス確保のため道路維持に出ていますが、道路への車両放置、これにより地元の車が通行できなくなっています。住民の自助努力には限界があります。生活だけでなく救急において不安です。近年災害防除工事は滞っていますが一刻も早く工事事業を再開していただきますよう切実に要望いたします。

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

御要望箇所の主要府道京都日吉美山線については、道路幅員が狭く、自動車の離合が困難な箇所が存在することは認識しており、これまでの災害防除工事に併せ一部区間で幅員の改善を実施しております。

本市における、災害防除工事については、「道路のり面維持保全計画」に基づき、重要度及び緊急性等の高い箇所から順次、実施しており、令和7年度は要望箇所の一部区間において、測量設計を実施しておりますので、御理解を賜りますようお願いいいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 水尾学区

(要望番号 10) 府道京都日吉美山線（水尾～保津峡駅～落合～鳥居本入口）土砂除去、整備及び補修

当間の道路は、長年に渡る要望により御理解いただいているところですが、土砂、岩盤滑等が顕著です。毎日のように獸による落石、法面の掘り返しにより土石が堆積しています。中央あたりから無数の亀裂が入り谷川に陥没し傾いている箇所が随所にあります。近年、温暖化により暑さ・寒さ・風・雨・雪は特異な形になっています。雨は線状降水帯の発生による土砂の道路への堆積、木々の倒壊による道路の閉鎖、水路への堆積による道路への土石の溢れが現れ、危険度が日々増しております。本道路は、水尾住民の唯一の生活道路であり、重要な「ライフライン」であります。

御庁においては、定期的な道路パトロール等は行っていただいているようですが、地域住民や、通行者の通報を待つて動くのではなく、できるだけ速やかにまた堆積している土砂、石等の除去及び補修を行っていただきたいです。その道路の利用が、安心・安全に通行できるように頻繁に日常の整備・補修をしっかりとしていただくよう強く強く要望します。

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

御要望の府道京都日吉美山線の水尾から鳥居本入口までの区間につきましては、土砂等が堆積し、車両の通行に支障がある場合には、迅速に土砂等の除去作業を行い、また、舗装に損傷が見受けられる場合については、速やかに補修を行うよう努めております。

この度、現地調査を行ったところ、一部の箇所で路面が劣化していることを確認しましたので、当事務所において補修を行いました。

今後も、通行車両の安全を確保するため、定期的な道路パトロールを行うとともに、市民の皆様から通報いただいた際には、速やかに現場状況を確認し、適宜、堆積している土砂等の除去及び舗装の補修を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 岩陰学区

(要望番号 11) 府道 50 号（檜原～神明峠）の道路の補修について

岩陰学区内の府道 50 号（檜原～神明峠）において、路盤のひび割れやアスファルトの剥離等により、路面が損傷している部分が相当あり、自動車の交通安全確保のために、加えて降雪時に除雪作業が円滑に行えるよう、道路の補修をお願いします。

個々の損傷箇所現場での立会いが必要な場合は、対応させていただきますのでよろしくお願いします。



(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

御指摘いただきました、府道京都日吉美山線（府道 50 号線）の檜原から神明峠までの間につきましては、一部の箇所で路面が劣化していることを確認しましたので、当事務所において補修を行いました。

今後も、定期的に道路パトロールを実施するとともに、路面の損傷状況に応じ、適宜補修を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 岩陰学区

(要望番号 12) 緊急車両が通行できる道路拡幅工事について

越畠地区内には周回道路がありますが、道路幅が狭く緊急車両（救急車、消防自動車等）が通行できない状況であり、重病人が出るとかなりの距離をストレッチャーで救急車まで搬送しなくてはなりません。要望箇所の一部は既に道路拡幅工事に着手していましたが、安心・安全な暮らしを守るために、当該箇所の早急な道路拡幅工事を引き続き要望いたします。

なお、この工事に係る用地提供は、自治会が交渉に当ります。



(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

当該路線は、地域住民の皆様には、欠かせない道路であると認識しておりますが、御要望のあった区間を全て道路拡幅することは、多額の工事費が必要となり、本市の限られた予算では、実施することが困難な状況です。

そのため、御要望があった区間のうち、特に道路幅員が狭い区間において、緊急車

両（救急車、消防車）等の通行と転回が可能な状況になるよう、道路拡幅に向けた測量設計を令和5年度に実施しました。

令和7年度につきましては、道路拡幅工事に必要な用地を提供いただくための境界測量を実施いたします。

今後も、道路拡幅に向けた予算確保に努めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。



令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 岩陰学区

(要望番号 13) 府道 50 号（檜原若宮下町四所神社前）の道路拡幅について

檜原若宮下町四所神社前の当該箇所は、緩やかな坂、狭い道幅、大きなカーブといった交通事故に繋がる恐れのある箇所であり、過去には地域外の方が運転する自動車がスピードの出し過ぎにより、カーブを曲がり切れずに畠に突入する事故も発生しています。

また、カーブミラー付近から道幅が狭くなるうえに急にカーブしており、見通しが悪く自動車等の衝突事故の危険性が高い箇所です。バス路線に加え、最近では大型の車両（ミキサー車やダンプカー）やロードバイクも多く通行しており、注意喚起の道路標示をしていただいてはいますが、根本的な対策として車両事故等を防止するために道路拡幅が不可欠であると考えております。また、継続してカーブミラーの位置等や事故防止にかかる検証、対応を早急にお願いいたします。

なお、当該箇所の土地の所有者には、土地提供の了解を得ています。



(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

道路拡幅については、設計や工事に費用を要するため直ちに実施することは困難な状況ですが、当該箇所は、道路幅員が狭いカーブで見通しが悪いため、安全性を少し

でも高められるように、対向車の確認を目的としたカーブミラーの設置や車両のスピード抑制と衝突事故の注意喚起を目的とした「対向車注意」の路面標示を設置するなど対策を行っております。御理解を賜りますようお願いいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 花園学区

(要望番号 14) 花園学区地域コミュニティの活性化

地域コミュニティ活性化について、花園学区においては、令和3年度から、未加入世帯を対象に加入への啓発チラシを配付し取り組みを進めてきています。

とりわけ、大規模集合住宅の花園団地において、町内会が組織されていない棟・号にお住まいの世帯に対して、町内会の組織化への相談窓口を設置し、花園団地連絡会を結成、一定の加入者とともに、それぞれの町内会に市政協力委員を設置しました。

令和7年3月には、2回目となる「花園団地防災フェスタ」を開催し、未加入世帯450世帯を含む花園団地540世帯を対象として地域防災の取組みを行ったところです。

高齢世帯に対しては、見守り活動のほか社会福祉協議会の事業への参加が図れ、団地連絡会の会員からは、一定評価をいただきました。

今後はチラシなどの啓発にとどまらず、花園学区の行事を積極的に広報し、また団地においても事業を自ら計画してもらい、そこに参加することによって、町内会への加入の意義とそのメリットを打ち出していきたいと思います。

また、学区内においては、昨年12月に各団体と協力して未加入世帯も呼びかけ「餅つきせんざい会」を開催し、交流を図ったところです。

しかし、このような取り組みも、一地域では限界があり、今年度に入って一つの町内会が解散するという事態になっています。

今まさに町内会の意義とその役割が問われています。

このような状況をご賢察願い、京都市において、地域活動をバックアップするため現行制度では1団体につき2回までと制限されている助成金の制度拡充など、地域コミュニティ活性化条例に適う施策の強力な推進を是非お願いいたします。

(回答部署) 文化市民局 地域自治推進室、右京区役所 地域力推進室

日頃から、京都の地域コミュニティ活性化の推進に御尽力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

本市では、平成24年4月に「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を施行し、以降、地域コミュニティサポートセンターの開設・運営や転入者地域交流支援制度の創設、各区役所・支所における転入者への地域情報の提供など、様々な取組を進めています。

その取組の一環として、地域コミュニティ活性化に関する経費を助成する「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」、地域団体のICT導入促進のための費用を助成する「地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金」を実施しています。

一方で、本市では222の学区と6,000以上の自治会・町内会が活動しておられる状況を鑑み、限られた予算の中でより多くの学区組織や自治会・町内会等の皆様に助成金を活用いただくため、申請回数の条件を設けています。

地域コミュニティはあらゆる地域生活の基盤となる重要なものと考えており、今後も地域の皆様の御意見を伺いながら、地域コミュニティの活性化を支援してまいりますので、御理解と御協力のほどお願ひいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 花園学区

(要望番号 15) 歩道橋の撤去と同時に信号機及び横断歩道の設置

花園歩道橋について撤去と同時に信号機及び横断歩道の設置を要望します。

花園歩道橋は昭和43年に整備され、以来、57年が経過しています。

歩道橋は整備当初、社会問題となっていた交通事故と渋滞対策の解消のため歩行者と車を分離するため整備されたものであり、一定の役割を果たしてきました。

しかし近年、高齢化が進行し、住環境の不便を感じる方が増えてきています。歩道橋は高齢者にとって利用しづらい施設です。

加えて、視覚障がい者や身体障がい者、ベビーカー利用者などにとっても、歩道橋は「人に優しい施設」ではありません。

今や車を中心とした社会から人を中心とした社会へと重点施策の変革が求められており、花園地域にある歩道橋の社会的ニーズは漸減してきています。

京都市も、平成27年に「経年による施設の老朽化と景観面の課題」から横断歩道橋の原則撤去を打ち出しました。現在、その撤去方針から既に10年が経過しようとしています。

誰もが安全で快適に移動できる歩行空間の整備は、喫緊の課題であり、早急に花園歩道橋を撤去し、同時に安全対策として信号機及び横断歩道の設置を要望します。

(回答部署) 建設局 土木管理部 土木管理課

本市では、平成27年7月に定めた横断歩道橋の撤去方針に基づき、利用者が少なくなっている横断歩道橋の撤去を進めているところですが、当該横断歩道橋は、同方針において「通学路として極めて多くの児童が利用しており、存続する必要があるもの」と位置付けております。

また、令和5年度に実施した法定点検（5年に1回の健全性の確認）におきましても、構造物の機能に支障が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当面は撤去することが困難な状況ですので、御理解いただきますようお願ひいたします。

(回答部署) 右京警察署 交通総務係

京都市建設局土木管理部土木管理課回答のとおり、令和5年度の法定点検において、横断歩道橋の構造物機能に支障は生じておらず、当面は撤去するのが困難と回答をされていますので、信号機及び横断歩道の設置については横断歩道橋の撤去が決定すれば検討することとします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 花園学区

(要望番号 16) 花園小学校通学児童の交通安全対策の拡充

花園小学校通学児童の交通安全対策の拡充について要望します。

丸太町通河原厨子通交差点において、北行右左折車両と子どもたちの登校列が輻輳するため、毎日、花園子ども見守り隊が同交差点の見守り活動を行い、安全に登校できるよう取組を進めています。

同時に、子どもたちの登校時、朝7時45分から8時15分までの間、校門から丸太町通まで北行通行禁止規制の要望をしてはとのことで、右京警察署に問い合わせをしました。

右京警察署からは、申請に先立ち、花園学区民及び当該道路を利用する安井学区の住民にお知らせチラシを配付し、意見を求めるようにとのことでしたので、令和6年8月チラシを作製配付し、その結果を基に、同年9月、右京警察署に要望しました。

右京警察署からは、11月に通行車両等の実地調査をしたうえで、当該道路交通規制への課題の指摘がありました。内容は、

警察署にて実施した交通量調査では、通学時間帯の車両通行はそれほど多くないが、北行通行禁止すると、これらの車両が校門南側のT字交差点から東向きに流れるため、この安全対策が必要である。

とのことでした。

そこで、まず、次の3項目についての課題解決のため、

- 1 花園小学校校門を中心として、その付近の通学路を重点地域とするスクールゾーンの設定をすること
- 2 校門南側のT字交差点から東行道路（東西両方通行道路）に路側帯を設ける等の安全対策を講じること
- 3 校門前に減速帯（ロードハンプやイメージハンプ等）を設置すること

を先行実施願うとともに、前述の校門から丸太町通までの時間帯を限定した北行通行禁止の交通規制を要望いたします。どうか所要の措置を講じていただきますようよろしくお願ひします。

<スクール・ゾーンについて>

(回答部署) 教育委員会事務局 体育健康教育室（学校安全担当）

スクール・ゾーンについては、学校が児童の通学状況や交通状況等を踏まえ、教育委員会を通じて、地域の警察、道路管理者等の協力を得て設定しており、設定の要望については、学校へ御相談いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

<路側帯設置について>

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

御要望の東西道路は道路幅員が狭く、当該道路北側には多数の電柱があります。そのため、車道外側線（路側帯）を北側に設置した場合は、歩行者が電柱の陰に隠れ、車両運転者から視認されにくくなり、また、南側に設置した場合は車道の有効幅員が狭められ、車両相互のすれ違いが円滑に行えなくなる懸念があります。こういった課題もあるため、今後警察とも協議しながら、電柱幕により注意喚起を図るなど、実施可能な対策を検討してまいります。

<減速帯（ロードハンプ）について>

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

ロードハンプ等のハード対策は、騒音や振動を発生させるため、周辺住民の皆さまへの御負担が大きい面もあります。そのため、当該路線の安全対策については、地域の皆さまの御意見をお聞きし、警察等の関係機関とも協議しながら検討してまいります。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 高雄学区

(要望番号 17) 国道162号線の平岡八幡バス停付近の急カーブの道路拡幅について

当該箇所は、京北方面に向かう車両においては直線道路の先にあるカーブとなり、速度超過及びセンターラインを越える状況が多見されます。福王子方面に向かう車両と離合する時は接触事故につながる恐れがあります。当該箇所は学校通学路でもあり危険ゾーンと言わざるを得ないです。道路拡幅等の安全対策を要望するものです。

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

御要望の箇所は、カーブが急となっており、前後に一定の直線区間があることから、交通車両が速度超過になる傾向は認識しております。

そのため、安全性を少しでも高める目的として、「急カーブ」の路面標示並びに、薄層カラー舗装を設置するなど、車両のスピード抑制対策を行っております。

御要望いただいている道路拡幅については、用地買収及び工事費等、多額の事業費が必要となることから、直ちに実施することは困難な状況ですので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、路面標示が薄くなっている箇所については、補修を行うよう努めてまいります。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 高雄学区

(要望番号 18) 居住目的以外の不動産取引の制限について

高雄学区では、昨年暮れに外国人所有の建物敷地の雑草を所有者使用人が燃やし、隣接する山林で火災が発生しました。当該所有者は日本語を話せず、本件については、弁護士に言ってくれ、使用人に対応が必要な場合は使用人に請求してくれ、所有者には責任はない、とのことでした。本件の建物に、所有者は居住していません。

居住目的ではなく、日本人とは異なる常識を持っている、また、日本語での対応が困難な外国人との不動産取引については、何らかの取引制限を設けるべきと考えます。我国の現行法制が対応していないのであれば、こういった地域コミュニティを壊しかねない案件が看過されないよう早急な対応を望むものです。

(回答部署) 右京区役所 地域力推進室

外国資本の不動産投資の規制については、憲法上保障された財産権の制限となることや、安全保障上の観点や国際的な経済ルールとの兼ね合いもあることから、国において適切に議論されるべきものと認識しております。

なお、令和6年3月の市議会にて、外国法人や外国人による土地等の取得、利用を制限する法整備を求める意見書が国へ提出されていることも踏まえ、引き続き、国の動向を注視してまいります。

一方で、地域の慣習を十分に理解されていない方が転入される場合、騒音やゴミ出し等に対する認識の違いで地域に軋轢が生じる可能性があります。こういったことを防ぐために、右京区役所においては、右京区自治会連合会と連携し、自治会・町内会への加入促進に取り組んでおり、転入手続で来所された方への自治会・町内会のご案内や、自治会・町内会加入を呼びかけるチラシ・ポスターを作成するなどの支援を行っています。

全国的に外国人の受入れが拡大する昨今、日本語でのコミュニケーションが得意ではない方々に向けた多言語対応の加入促進チラシの作成やホームページでの啓発など、右京区自治会連合会と共に地域コミュニティ活性化に向けた支援を検討してまいります。

今後共、自治会・町内会の運営に関することや地域コミュニティ活性化に関するご相談がありましたら、区役所地域力推進室や地域コミュニティサポートセンター（075-222-3098）にご連絡くださいますようよろしくお願いします。

【参考】令和7年度予算要望（民主）

1.1. 外国人の土地所有に関する調査の実施

各国では土地及び資源等を規制し、調査が進められている。日本だけがまだ、何も規制しておらず、今後土地所有者の高齢化により、売却案件が増え外国人が購入していく件数が増えてくると考える。その中で、特に土地、神社、仏閣、山が購入されると、地域の防災や文化財保護の観点から今後問題が発生し、さらには今以上に土地価格が高騰し人口流失にもつながりかねないと懸念している。令和6年3月市会で意見書が可決されたことも踏まえ、京都市として引き続き、府と協力しつつ、国に対して、早急な法整備と本格的な調査を働きかけること。

<回答>産觀・都計・建設

土地及び資源等について、憲法で保障されている自己の不動産等に係る財産権は重要なものではありますが、日本人・外国人にかかわらず、各種法令においてそれぞれの行政目的の観点から公共の福祉を守るために仕組みが設けられており、これまでから本市においては、適切に取り組んできたところです。

例えば、森林については、森林法に基づき、水源涵養機能や防災機能等を高めるため、森林伐採地が放置されることのないよう、詳細な伐採、造林計画の事前の提出や、伐採後の状況報告等を義務付けております。なお、平成22年度から、国において外国資本による森林取得に関する調査が行われております。

また、一部の山林など古都保存法の規定に基づき指定された区域内では、歴史的風土を保存するため、日本人・外国人にかかわらず、建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採等の現状変更行為に厳しい規制を設けております。

さらに、災害時において、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があり、やむを得ない時には、災害対策基本法により、所有者の同意が得られない場合であっても、必要な土地を一時使用することが認められております。

令和6年3月市会の意見書の内容も踏まえつつ、引き続き、法令による仕組みを最大限活かして、しっかりと取組を進めてまいります。

なお、外国資本の不動産投資の規制については、憲法上保障された財産権の制限となることや、安全保障上の観点や国際的な経済ルールとの兼ね合いもあることから、国において適切に議論されるべきものと認識しております。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 山ノ内学区

(要望番号 19) 西小路通り四条交差点の南行信号機に、時差式信号や右折（西行き）信号機の設置

当該要望が、西小路通り四条交差点（山ノ内交番があり四条中学校のある交差点）で、交差点以南は道路幅が広く、北行きには右折専用レーンが設けられておりますが、それに対して交差点以北道路は道路幅が狭く、南行きの車の渋滞がよく見受けられます。

右折レーンがないため、右折車（西行き）が2～3台連なると途端に渋滞を招きます。三条通り～四条通りの西小路は、道沿いの西側にドラッグストアや小規模スーパーが営業しておられ、東側に近々に食用専用スーパーの建設、開業の計画があります。それを勘案すると、ますます車の増加が推測できます。

道路幅が拡幅され、右折専用レーンの設置が一番望ましいですが、他に良い案があれば、対応をお願いしたいと思います。

どうぞ、よろしくお願ひします。

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

御要望箇所の交差点については、歩行者の安全対策等を目的とした、交差点のコンパクト化が実施されており、車道内における余剰幅員がないことから、現道路幅員内で右折レーンを設置することはできない状況です。また、現況の道路幅員については、都市計画に基づき整備を完了したものであり、道路を拡幅して、新たに右折レーンを設置することは、困難な状況であります。

また、御要望の他の案については、警察等関係機関と協議のうえ検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願ひいたします。

(回答部署) 右京警察署 交通総務係

要望交差点北詰（南行車線）には、右折レーンの設置はなく建設局西部土木みどり事務所回答のとおり、道路を拡幅して、新たに右折レーンを設置することは困難と回答されており、右折信号機の設置は不可となります。

時差式運用についても、十字路交差点で時差式運用を実施すると早切り（先に赤とする方向）側のタイミングがなくなり危険が増すため、本庁の指針により不可となります。右折禁止についても、本件交差点直近に右折に代わる適切な迂回路もなく、現に右折需要も多い中で地元の合意を得ることは極めて難しく、右折禁止規制についても実施困難と認められます。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 山ノ内学区

(要望番号 20) 嵐電「山ノ内駅」停の改善や信号の切替えタイミング等の協議会設置

長期的な要望ですが、嵐電「山ノ内駅」停の改善や信号の切替えタイミング等の協議会設置を要望します。

当該要望は、以前にも提出しておりますが、当該電停は狭小道路に挟まれていて、バリアフリー化は難しい立地は理解しておりますが、何か他に方策がないかの検討会的なプロジェクトが進められたらと思います。

また、私自身や当自治会役員の中に三条通りに面し「山ノ内駅」停に近くに居住しており、居住駐車場に侵入するに当たり、嵐電と並走する場合があります。

その場合、京福電鉄さんの「正しい」と考えられる交通ルール等をお聞きしたいと存じます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(回答部署) 右京区役所 地域力推進室

御要望の山ノ内駅電停の改善について、実施主体である京福電気鉄道（株）や関係する行政機関と協議いただける機会を創設します。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 山ノ内学区

(要望番号 21) 葛野大路（三条通り・四条通り間）Uターン禁止の規制について

葛野大路の三条通りと四条通りの中間地点に押しボタン信号の交差点がありますが、その交差点のUターン禁止の規制を要望します。

当該要望は、葛野大路を四条通りから北行きにきて、東側にある飲食店や商業施設に入庫する車両が頻繁にUターンをしています。当該交差点は学区児童の通学路にもなっておりまますし、地域住民も生活の要所でもあります。その横断歩道にUターンをする車両を見かけますと、いつ事故が起きてもおかしくない状態です。

事故が起こる前に未然に防ぐ一助にもなるかと思いますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(回答部署) 右京警察署 交通総務係

葛野大路通は中央分離帯で区分された路線で、三条通から四条通の間には要望箇所の押しボタン式信号機が設置された交差点を含む3箇所に転回等が可能な開口部が設置されています。要望交差点等における過去1年間の交通事故の発生状況については、要望箇所北側の開口部において1件のみとなります。交通事故の発生状況も少なく、現に要望箇所を含む開口部場所での横断（転回）需要も多い中で地元の合意を得ることは極めて難しく、横断等の禁止（転回）規制については実施困難と認められます。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 山ノ内学区

(要望番号 22) 天神川三条交差点への歩行者信号機設置

三条通りと天神川通り交差点に、歩行者信号の設置を要望いたします。

当該交差点は交通量も多く、太秦天神川駅を利用される歩行者も多くおられます。

設置要望のケースとして、三条通りを西行で当該交差点を右折（北行き）する際に、歩行者信号機がないため普通信号機の指示に従っておられます。正しいが、今般ケースの右折待ちの車が、前方信号機の黄色から赤に変わったタイミングでも歩行者が横断歩道を渡られることがあります。このことにより、赤信号になった状態で右折車が無理やり進行することもあります。

交通渋滞の緩和や交通事故を未然に防ぐためにも、歩行者信号機の設置を要望いたします。

(回答部署) 右京警察署 交通総務係

当該交差点東側は南北に流れる天神川に架かる橋梁（猿田彦橋）となっており、歩行者用灯器を設置するための信号柱の建柱場所がなく、また、当該交差点信号機は列車連動信号機であり、列車を感知する地点の都合上、歩行者用灯器を設置した場合、東西行歩行者用灯器が青のタイミングで列車を感知すると、東西行歩行者用灯器は青点滅を経ずに赤色を点灯することとなるため、横断歩行者の安全確保ができないことから設置は困難です。

令和 7 年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 西院第一学区

(要望番号 23) 四条通(西大路通～西小路通)南側の歩道の拡幅

西大路通りから西小路通りの四条通り南側の歩道の拡幅を要望します。令和 6 年度中に阪急西院駅を中心としたバリアフリー化工事が完了し、また、それにともなう三条通りから四条通りまでの春日通りの改良工事も完成しました。しかし、四条通り南側の歩道はバリアフリー化から取り残され従来のままであります。北側の歩道は道幅も広く、街路樹も桜系の木に植え替えられ素晴らしいものになりました。人の通行量は北側、南側大きな差はないと言っています。むしろ、朝夕の通学通勤時間帯は南側の方が多いのかと考えています。南側の歩道は車道より低く他所では見られない構造になって拡幅工事には大変費用が必要だと考えますが是非とも実現していただければと思います。

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

御要望の区間の歩道幅員については、北側歩道に比べ南側歩道の幅員が狭いことは認識しておりますが、南側歩道を拡幅するためには用地買収が必要であり、多額の費用を要することから、本市の限られた予算の中で歩道拡幅工事を新たに実施することは困難な状況です。御理解を賜りますようお願いいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 西院第二学区

(要望番号 24) 春日通(佐井道)の道路整備について

西院地区のバリアフリー化事業に伴い、地域住民の重要な生活道路であり、多くの小中学生の通学路である春日道を整備していただき、誠にありがとうございました。

①ただし、その道路バリアフリー化整備は残念ながら南は春日の高辻通までであります。現在、南から学校へ車いすで通う小中学生もおられ、また、高齢者も多いため、高辻通以南の五条通りまで、早期の春日通バリアフリー化整備、道路整備の延長を強く要望いたします。

②そして、自転車の左側走行や交差点の一旦停止を促す自転車マーク等の路面標示が、現在春日の松原道までで、自転車の往来が多い、五条道まで延長整備をしていただきますよう、重ねて要望いたします。

令和4年、5年、6年から同様の要望ですが、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

① 春日通（佐井通）の三条通から高辻通間については、「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画（平成28年3月策定）」に基づき、歩道の段差・勾配の改善などのバリアフリー化を進めてきましたが、御要望いただいている高辻通以南については、同計画に位置付けられていないことから、整備は困難な状況です。

そのため、今後、道路の損傷や老朽化の状況を踏まえ、当該区間の全体的な改修が必要となった際に、バリアフリー化も併せて検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

(回答部署) 建設局 自転車政策推進室

② 本市では、歩行者の安全を守り、自転車が正しく車道を走行できる環境を整備するため、平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想の重点整備地区」を自転車走行環境整備の重点地区の一つと定め、車道左側への矢羽根等による路面表示の設置を進めてきました。春日通は、三条通から松原通区間が重点地区に該当しており、松原通以南は重点地区外に当たるため、矢羽根等の路面表示を行っておりません。

現在は、令和3年10月策定の「京都市自転車総合計画2025」に基づき、自転車交通量が多い幹線道路などを中心に、重点地区外でも整備を進めていくこととしていますが、御要望の箇所は同計画にも該当しておりません。

現在、次期計画策定に伴い、計画路線の見直しを行っているため、いただきました御要望も参考に、今後の整備箇所を検討してまいります。

今後とも、正しく安心・安全に自転車を利用できる環境づくりに取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願ひいたします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 梅津学区

(要望番号 25) 桂川左岸道路（上野橋～嵐山ロイアルハイツ付近）について

上記道路は地域住民が生活道路・通学路として利用致しておりますが、地域外からの進入車両の抜け道にもなっており歩行者・自転車・自動車等が非常に危険な状態で通行しているのが現状です。「久世梅津北野線」の整備とは切り離して単独の事業として早急に整備拡幅をお願いします。

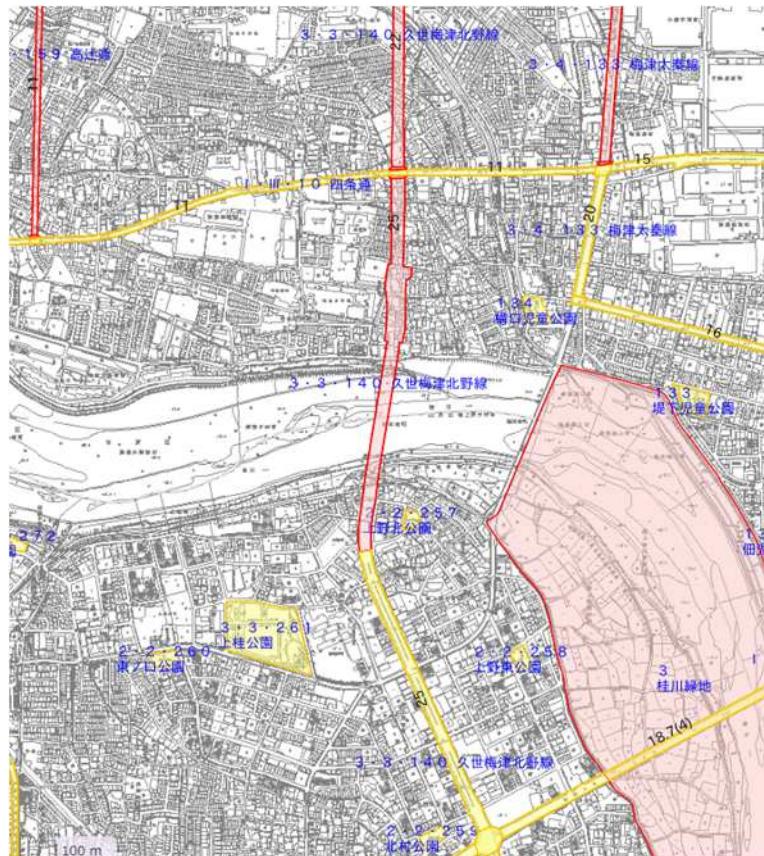
(回答部署) 建設局 道路建設部 道路建設課

桂川左岸堤防道路（上野橋から梅津樋門までの約670m区間）の整備については、限られた予算の中で効果的・効率的に整備するため、久世梅津北野線との一体整備が必要と判断しております。

本市の財政状況は着実に改善しているものの、引き続き緊張感を持った財政運営に取り組んでいく必要があります、御要望区間である桂川左岸堤防道路について、早期の事業着手は困難な状況にあります。

今後も、地域を取り巻く交通の状況や地域の皆様の御要望等を踏まえ、中長期的なスパンになりますが、事業化に向けて検討を行ってまいります。何卒、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、現道の通行機能を確保するための維持管理につきましては、しっかりと取り組んでまいります。



令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 梅津学区

(要望番号 26) 消火器BOXの設置

当学区は住宅密集地が多く、火災発生の際には大規模火災につながる恐れが多分にあります。消火器の設置場所が固定され認識しやすくなってしまえば、非常の際には何かと利点も多いかと思います。予算的に広範囲の設置が困難であれば限定された範囲内でモデルケース的に実施されてはいかがでしょうか。早期に実施して頂きますようお願いいたします。

(回答部署) 消防局 消防団・自主防災推進室

消防局では、住宅火災の防止及び住宅火災による死傷者の減少を目指し、各行政区の消防署の担当者が町内会等を対象にした防火防災教育訓練を実施しています。さらに、火災が発生すると大規模火災につながる木造密集地域等においては、住民による初期消火の重要性を啓発するとともに、令和6年能登半島地震での教訓を踏まえ、訓練器材を増強し、自主防災会等に対して消火器取扱い等の訓練指導を行っています。

京都市は、長い歴史の中で多くの大火を経験してきたことから、市民の防火意識が高く、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念に基づき、昭和30年代から多くの町内で自主的に消火器や消火バケツを設置していただいており、これまでも、火災発生時の市民による初期消火活動で町有の消火器や消火バケツが使用され、被害の軽減に繋がっています。

今後も引き続き、町内会等の話し合いにおいて、認識しやすく初期消火に有効な町有消火器の設置場所を選定し、町内消火器マップを作成・更新するなど、町有消火器がいざというときに有効に使用されるような仕組み作りをお願いするとともに、必要に応じて消防署の担当者が、有効な消火器の設置場所等について指導させていただきます。

(回答部署) 右京区役所 地域力推進室

右京区役所では地域の防災力向上を目的に、自主防災会が行う防災訓練の支援や各避難所の体制整備等を進めておりますが、消火器収納箱の設置は行っておりません。

ただし、消火器（収納箱）は地震時に初期消火等で防災力向上に繋がるものと思われるため、「右京区安心・安全ネットワーク応援事業」の補助対象ではあります。補助金活用の御検討をお願いします。

（令和7年度の同応援事業の受付は5月末で終了しています。）

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 梅津学区

(要望番号 27) 公園の整備

学区民の憩いの場である公園の整備充実をお願いします。遊具・施設の老朽化対策・トイレの整備と新設等、幅広い年齢層が集まる施設となるよう積極的な取組をお願いいたします。

(回答部署) 建設局 西部土木みどり事務所

公園の新規施設整備について多数の御要望をいただく一方で、市内には、開園から50年以上経過している公園が300箇所以上あります。そのため、遊具やトイレなど多くの公園施設の老朽化が進行しており、現在は既存の公園施設の更新を優先して行っています。

遊具などの公園施設については、老朽化の程度や安全性等の点検結果に基づき、必要に応じて順次、更新や修繕を行っています。梅津学区内では、昨年度、葛野公園の滑り台の修繕と更新を行いました。

トイレについても、公園の利用状況や老朽化の程度等を踏まえ、リニューアル（建替え）や便器の洋式化に鋭意取り組んでおります。梅津学区においては、令和3年度に堤下公園の洋式化を行いました。

新たなトイレの設置につきましては、多くの公園施設の老朽化が進行しており、現在は既存のトイレ洋式化を優先して行っており、困難な状況です。御理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

今後、老朽化が進行する等、公園遊具及び施設の修繕や更新が必要となった場合は、速やかに対応し、安心・安全な利用環境を整えてまいります。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 北梅津学区

(要望番号 28)学校避難所の防災倉庫及び施設の改善

昨年度も、要望いたしました、当学区の避難所を開設するにあたり単一自主防災会での有事の開設は、困難を極める予想がつきます。防災庫を体育館内または付近への単独機能での設置、建設を要望します。避難所施設の停電、断水、ガスの供給がない状態でも運営できる設備を教育施設であることもあり長期になると思いますが計画性のある市防災課、教育委員会等、部署を超えた取組を願います。特に梅津中学校のマンホールトイレの設置など取組み具合状況はどのようになっているのか現在の状況を、知らせてもらいたいです。

(回答部署)行財政局 防災危機管理室、右京区役所 地域力推進室、

教育委員会事務局 教育環境整備室(建設整備担当)

過去の災害事例を踏まえますと、大規模災害の発災直後には、市職員の被災、行政機能の低下、人命救助等の応急措置の実施などにより、行政が地域に入ることが困難と想定されます。このため、発災直後は、自主防災会をはじめとする地域の皆様や避難された皆様を中心に施設管理者も連携しながら開設・運営いただき、体制が整い次第、行政が支援に入ることを基本としております。

また、防災庫（備蓄倉庫）につきましては、災害時に迅速に備蓄物資が活用できるよう、各小中学校の空き教室等を活用した分散備蓄を進めております。加えて、教育委員会において、停電時の電力確保のため太陽光発電設備及び停電時対応型蓄電池の整備や断水時の雑用水確保のため雨水タンクを設置するなど防災機能強化型体育館への改修を順次進めているところです。

<マンホールトイレ>

(回答部署)上下水道局 下水道部 計画課

災害用マンホールトイレについては、関係局区と調整を図ったうえで箇所を選定し、順次整備を進めているところであります、梅津中学校におきましては、整備に向けて現地確認や設計作業を鋭意進めております。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 北梅津学区

(要望番号 29) 梅津四条橋、後藤橋間の有栖川右岸道路の補修計画の提示、梅津坂本橋、後藤橋間の有栖川右岸の通称「ありすの小径」整備に関する要望

梅津四条橋、後藤橋間の有栖川右岸道路（梅津経 90 号線）の今後の補修計画を提示願いたいです。右岸道路の舗装やガードレールに傷んでいる箇所があります。

例年の梅津坂本橋、後藤橋間の有栖川右岸の通称「ありすの小径」整備に関する要望、整備のお願いを引き続き願います。遊歩道としての整備を地域と共に整備を願います。合わせて、川底の土砂の除去をお願いします。

〈有栖川右岸道路(梅津四条橋～後藤橋間)について〉

(回答部署)建設局 西部土木みどり事務所

梅津橋（梅津四条橋）から後藤橋間の有栖川右岸については、過年度に有栖川沿いの路肩整備と合わせて、ガードレールの補修を実施しました。

この度行った現地調査では、当該右岸道路において直ちに補修が必要となる舗装やガードレールは確認できませんでしたが、今後も引き続き、パトロール等において補修が必要な箇所が発見された場合には、適宜、補修等の検討を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

〈通称ありすの小径の整備、川底の土砂の除去について〉

(回答部署)京都府 京都土木事務所

梅津坂本橋から後藤橋間の有栖川右岸の「ありすの小径」については、府民が、自由（いつでも）・安全に通行できるスペースが現地に無いことから遊歩道の整備は困難です。

なお、河川堤防・管理通路の機能を保つための必要な補修等は引き続き実施する予定であり、平成 28 年度府民協働インフラ保全事業では、河川の堤防・管理通路の安全性の向上のため、可能な範囲で通路幅を拡げました。

土砂の除去については、現地を確認したところ、府民生活に著しく支障を与える程の堆積が認められなかったので、経過を観察することとします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 北梅津学区

(要望番号 30)渋滞緩和、交通安全に関する要望

引き続き、松尾橋東詰交差点の改良をお願いするとともに、梅津段町交差点東行きの右折ゾーンの確保をお願いします。また、数年続けてお願いをしています、フレンドマート前交差点の改良及び住民の通行に危険性が見られる梅津徳丸町ドックストアー前側溝の暗渠の施工を願います。

(回答部署)建設局 道路建設部 道路環境整備課、建設局 西部土木みどり事務所

松尾橋東詰交差点を含む四条通については「阪急嵐山・松尾大社地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画」（平成31年3月策定）に基づき、歩道の段差・勾配の改善などのバリアフリー化整備を予定しています。

本交差点は歩道幅員が狭く、周辺道路においても確保できる幅員が限られており、バリアフリー化整備を進めるに当たって課題が多く、これまで交通量調査や測量設計を行い、検討を進めております。引き続き詳細な設計を行う必要があるため、今後も予算確保に努めてまいります。課題が多い交差点ではありますが、可能な限り安全で円滑な交通を確保できる交差点となるよう引き続き検討を進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

フレンドマート前の交通安全対策としては、令和5年度に注意喚起の横断幕及びシールを周辺の横断防止柵や歩車道境界ブロック等に設置し、四条通の危険な横断に対する注意喚起しております。現地を確認したところ、横断幕及びシールの剥がれ等を確認しましたので、再度設置いたします。

また、梅津徳丸町ドックストアー前の側溝については、これまでから側溝蓋のがたつきが生じている箇所などについて、随時、補修等を実施しております。今回、御要望箇所の現地を再度調査しましたが、通行の危険性がある箇所は確認できず、暗渠化（コンクリート現場打ちによる施工）することは困難ですので、御理解を賜りますようお願いします。

(回答部署)右京警察署 交通総務係

信号機の設置に関しては、令和3年3月24日付、本庁通達（「信号機設置の指針」の制定について）の指針により信号機の設置の条件として隣接信号機との距離が原則として150メートル以上離れていることとされており、隣接する信号機から西方約70メートルであることから要望場所へ信号機の設置は困難となります。

建設局において、令和5年度に注意喚起の横断幕等を横断防止柵等に設置していることから、今後も関係機関と連携し歩行者の乱横断防止対策を検討することとします。

令和7年度 右京区内各学区の京都市に対する意見、要望事項に対する回答

□ 葛野学区

(要望番号 31) マンション建設時の自治会加入促進の取組について

4月3日の京都新聞に載っていました、京都市の市有地売却の記事を読み終え気になりました。西院の旧北部みどり管理事務所・西院証明書発行コーナー跡地に大阪市の不動産会社「プレサンスコーポレーション」が予定価格の約2.2倍となる22億9975万6千円で落札、とありました。葛野学区内の公有地の大規模な売却、その後にはマンションが建つ計画、もうすでに解体工事が始まり、マンション建築の準備がスタートし始めています。他に葛野学区内にはマンション建築があります。葛野学区だけの問題ではなく、マンションが建った後にマンション住民の自治会加入が悪くほぼ0という結果をよく見ます。学区内でも古くなったマンションが建替えを終え、新入居者も入り満室後に、新マンション組合へ自治会連合会と町内会長さんと同行して何度も自治会の加入を促しましたがダメでした。他にも悔しい思いは多々あります。マンション販売業者の自治会加入に対しての熱意のない対応、マンションの管理事務所の不誠実な会話、入居したなら年寄り家族、単身者、子供さんを有する家族と大なり小なり地元との関わりができ地元自治会組織にお世話になっているはずです。自治会加入者の減少は多くの要素があつて減ってきてることは承知しています。

今回の記事を読んで京都市民の財産を売って、民家業者がマンションを建てる、京都市の公共の土地を買ってマンションが建つ、一般的な個人財産の、田んぼ、畠、等を売買してマンションが建つのと、元々の出発が違います、公有地の土地を売りました後は、何が建とうと何をされようが京都市には責任がないとは言ってほしくはありません。京都市では自治会加入への促進運動を私たち自治会連合会に進め、広告費用の予算も使いながら加入促進のお題目を唱えているだけでは、それは困ります。新築後3年間、又は5年間はマンション入居者に強制加入を、又はマンション販売業者の自治会費負担期間を設けたりし、その後自治会活動に賛同された方々の自由加入継続の提案ができます。言葉が当てはまるかわかりませんがハイブリット加入促進を進めてほしいです。学区内の登下校の子供達にはPTA・交通安全の方々の熱中症対策を考えての協力、防犯啓発運動、夏には天神川のある葛野学区は少年たちの健全教育の一環として魚とり大会、夏祭り、体育祭、敬老会、その他いろいろと経費のかかること、自治会費から捻出しています。既存の組織が新入居等のためボランティア活動をやり続けると理不尽なことを暗黙される行政、重ねて申します、公共の土地を売った後の責任をいろんな角度から検証をお願いします。

過去にどんな裁判判決が出ていたのか知りません。昔から地域にある良い風潮の衰退になること、これ以上見続けるのはだめです。今回のお願い又は提案は、官から民への財産処分だけの問題で終わらず、民間マンション業者の開発時の宿題としての提案

を行政からの強力な指導をしていただきたいです。

(回答部署)文化市民局 地域自治推進室、行財政局 資産イノベーション推進室

自治会・町内会をはじめとする地域コミュニティは、あらゆる地域生活の幹や基盤となる非常に重要なものと認識しており、本市においては、平成23年度より「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定し、地域コミュニティ加入促進や活性化に取り組んでおります。

御提案いただいたマンション入居者への自治会の強制加入や、販売事業者による自治会費負担期間の設定といった方策につきましては、自治会・町内会の入退会は、個人の自由な意思に基づくものであり、加入を強制することは過去の判例により違法であることから、元市有地であるか否かを問わず、時限的であっても自治会加入を強制することはできません。また、民間事業者に対し自治会費負担を義務付けることも、法的な制約から困難です。

本市においては、そうした中でも、マンション入居者の加入促進を図るため、平成31年4月から条例に基づき、一定規模以上のマンションの新築や戸建住宅の大規模な宅地開発を対象に、転入される方と地域住民との交流促進に向けて、地域と事業者が、あらかじめ早期に自治会・町内会への加入等に関して協議していただく制度を運用しております、転入者の加入のきっかけづくりに活用いただいております。また、既設マンションについても、住宅関連団体との協定等に基づき、購入や賃貸に際して、地域活動の紹介や自治会加入連絡票等による加入促進を協力いただくなど、連携して働きかけを行っております。

さらに、市有地を一般競争入札により売却する際にも、入札案内書において、地域コミュニティ活性化推進条例に基づく連絡調整や加入促進の取組に御協力いただきたい旨を掲載するなど、居住者の自治会・町内会への加入促進への協力を促しているところであり、今後も関係部局と連携し、事業者の皆様への条例趣旨のより一層の周知徹底に努めてまいります。

引き続き、自治会・町内会をはじめとする地域コミュニティの活性化に向けて取組を進めてまいりますので、御理解の程よろしくお願ひいたします。